

魚津市告示第69号

魚津市障害者等福祉タクシー等事業実施要綱の一部改正について

魚津市障害者等福祉タクシー等事業実施要綱（平成11年魚津市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
魚津市<u>障がい者</u>等福祉タクシー等事業実施要綱 (目的) 第1条 この要綱は、魚津市に居住する外出困難な在宅の<u>障がい者</u>等に対し、タクシーの乗車料金、ガソリンの給油料金又はバスの乗車券の一部を助成することにより、<u>障がい者</u>等の生活行動範囲の拡大と福祉増進に寄与することを目的とする。 第2条・第3条 (略) (申請) 第4条 この事業により福祉タクシー及び福祉ガソリンの助成を受けようとする者は、魚津市<u>障がい者</u>等福祉タクシー等事業助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 この事業により福祉バスの助成を受けようとする者は、魚津市<u>障がい者</u>等福祉バス事業助成申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (交付) 第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに調査を行い、交付の可否を決定し、当該申請者に対して、申請に応じて魚津市福祉タクシー・ガソリン利用券(様式第3号。以下「利用券」という。)又は<u>魚津市民バス</u>回数乗車券(魚津市民バス運行条例別表第3に規定する回数乗車券使用料の納付により交付される回数乗車券をいう。以下「乗車券」という。)のいずれかを交付するものとする。 2 (略) (助成額) 第6条 (略) 2 この事業による乗車券の交付は、申請のあった年度につき<u>区分が大人用は1冊、小学生、中学生及び高校生用は2冊</u>とする。ただし、第3条第2項第4号に該当する者であって、9月30日までに申請したものについては、<u>区分が大人用は2冊、小学生、中学生及び高校生用は4冊</u>とする。 第7条 - 第13条 (略) 様式第1号(第4条関係) 【別記1】 様式第2号(第4条関係) 【別記2】 様式第3号 (略)	魚津市<u>障害者</u>等福祉タクシー等事業実施要綱 (目的) 第1条 この要綱は、魚津市に居住する外出困難な在宅の<u>障害者</u>等に対し、タクシーの乗車料金、ガソリンの給油料金又はバスの乗車券の一部を助成することにより、<u>障害者</u>等の生活行動範囲の拡大と福祉増進に寄与することを目的とする。 第2条・第3条 (略) (申請) 第4条 この事業により福祉タクシー及び福祉ガソリンの助成を受けようとする者は、魚津市<u>障害者</u>等福祉タクシー等事業助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 この事業により福祉バスの助成を受けようとする者は、魚津市<u>障害者</u>等福祉バス事業助成申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (交付) 第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに調査を行い、交付の可否を決定し、当該申請者に対して、申請に応じて魚津市福祉タクシー・ガソリン利用券(様式第3号。以下「利用券」という。)又は<u>魚津市福祉バス</u>回数乗車券(魚津市民バス運行条例別表第3に規定する回数乗車券使用料の納付により交付される回数乗車券のうち、<u>区分が大人のものを</u>いう。以下「乗車券」という。)のいずれかを交付するものとする。 2 (略) (助成額) 第6条 (略) 2 この事業による乗車券の交付は、申請のあった年度につき<u>1冊</u>とする。ただし、第3条第2項第4号に該当する者であって、9月30日までに申請したものについては、<u>2冊</u>とする。 第7条 - 第13条 (略) 様式第1号(第4条関係) 【別記1】 様式第2号(第4条関係) 【別記2】 様式第3号 (略)

【別記 1】

改正後

様式第 1 号（第 4 条関係）

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業助成申請書

年 月 日

魚津市長宛

申請者	住所	魚津市
	氏名	

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱第 4 条の規定により申請します。

障がい者等	氏名			審査欄
	手帳の種類 及び部位程度 (該当する番号 を○で囲んで ください。)	1	身体障害者手帳 1・2 級 (視覚・下肢・体幹・移動機能に障がいのある者。)	
		2	療育手帳 A	
		3	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	
	手帳番号	都・道・府・県 第 号		

確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
交付冊数	1 冊 ・ 2 冊
交付番号	第 号

【別記 1】

改正前

様式第 1 号（第 4 条関係）

魚津市障害者等福祉タクシー等事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

あて

申請者	住所	魚津市
	氏名	

魚津市障害者等福祉タクシー等事業実施要綱第 4 条の規定により申請します。

障害者等	氏名			審査欄
	手帳の種類 及び部位程度 (該当する番号 を○で囲んで ください。)	1	身体障害者手帳 1・2 級 (視覚・下肢・体幹・移動機能に障害を持つ者。)	
		2	療育手帳 A	
		3	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	
	手帳番号	都・道・府・県 第 号		

確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
交付冊数	1 冊 ・ 2 冊
交付番号	第 号

魚津市障がい者等福祉バス事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者	住所	魚津市
	氏名	

魚津市障がい者等福祉タクシー等事業実施要綱第 4 条の規定により申請します。

障がい者等	氏 名			審査欄
	手帳の種類 (該当する番号を○で囲んで下さい。)	1	身体障害者手帳 3 級	
		2	療育手帳 B	
		3	精神障害者保健福祉手帳 3 級	
		4	身体障害者手帳 1・2 級 (視覚・下肢・体幹・移動機能以外に障がいのある者。)	
		5	福祉タクシー等対象者のうち福祉バスを希望するもの (身体 1・2 級、療育 A、精神 1・2 級)	
	手帳番号	都・道・府・県 第 号		

確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
交付区分	大人用 / 小学生、中学生及び高校生用
交付冊数	1 冊 ・ 2 冊 ・ 4 冊
交付番号	第 号

魚津市障害者等福祉バス事業助成申請書

年 月 日

魚津市長

あて

申請者	住所	魚津市
	氏名	

魚津市障害者等福祉タクシー等事業実施要綱第 4 条の規定により申請します。

障害者等	氏 名			審査欄
	手帳の種類 (該当する番号を○で囲んで下さい。)	1	身体障害者手帳 3 級	
		2	療育手帳 B	
		3	精神障害者保健福祉手帳 3 級	
		4	身体障害者手帳 1・2 級 (視覚・下肢・体幹・移動機能以外に障害を持つ者。)	
		5	福祉タクシー等対象者のうち福祉バスを希望するもの (身体 1・2 級、療育 A、精神 1・2 級)	
	手帳番号	都・道・府・県 第 号		

確認欄

入院等の有無	入院・入所している / 入院・入所していない
交付冊数	1 冊 ・ 2 冊
交付番号	第 号

附 則

この告示は、公表の日から施行する。